

徳島県情報公開審査会答申第71号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成20年6月24日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「過去3年に各市町村、保険者から徳島県国保連合会に支出された負担金の総額、内わけが分かる文書」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成20年7月8日、実施機関は、本件請求に係る公文書が不存在であることを理由に、公文書公開請求拒否決定処分（以下「当初処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成20年7月14日、異議申立人は、当初処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成20年8月15日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

5 当初処分の一部取消し

平成20年8月19日、実施機関は、当初処分のうち、「過去3年に各市町村、保険者から徳島県国保連合会に支払われた負担金の総額が分かる文書」の部分について、これを取り消し、本件請求のうち「負担金の総額が分かる文書」に係る公文書を「平成17年7月、平成18年7月及び平成19年7月徳島県国民健康保険団体連合会総会議案中の負担金に関する部分」と特定し、これを公開する決定（以下、一部取り消したのちの処分を「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、全部公開を求める、というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 文書が不存在としているが、国民健康保険法第106条に「厚生労働大臣又は都道府県知事は、保険者又は連合会について、必要があると認めるときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。」とある。

したがって、文書が無いのであれば、担当職員に調査をさせ、徳島県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に提出させれば良い。

- (2) 負担金がどれくらいの額であり、適正な額であるかは、指導監督機関である県としても把握しておかなければならないと思われる。きちんと把握もせずに貸付金や補助金を支給するのは職務怠慢であり、背任である。速やかに国保連合会に関連資料を提出させてもらいたい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

1 本件処分における公開決定について

本件処分において、請求対象公文書のうち「過去3年に各市町村、保険者から徳島県国保連合会に支払れた負担金の総額が分かる文書」を「平成17年7月、平成18年7月及び平成19年7月徳島県国民健康保険団体連合会総会議案中の負担金に関する部分」と特定した上で、公文書公開決定した。

その経緯として、当該総会議案には歳入科目の一つとして負担金があり、その収入済額は記載されているが、当該収入済額の払込者は記載されておらず不明であるため、当初処分では請求対象文書と特定できず文書不存在としたものである。

その後、国保連合会に確認のうえ再度検討したところ、当該収入済額の払込者が各市町村及び保険者であり、かつ国保連合会に支払れた負担金の総額と一致することが明らかになったため、本件処分において請求対象文書を「当該総会議案中の負担金に関する部分」と特定して公文書公開決定したものである。

2 本件処分における公開請求拒否決定について

本件処分において、請求対象公文書のうち「過去3年に各市町村、保険者から徳島県国保連合会に支払れた負担金の内わけが分かる文書」を不存在として公開請求拒否決定した。

国保連合会の総会議案には各市町村、保険者から国保連合会に支払われた負担金の総額が記載されているものの、その内わけについては記載されておらず、請求対象文書には該当しない。また、その他の請求対象文書は存在しない。

なお、国民健康保険法施行令第26条により準用する同法第23条第2項では、国保連合会から決算を都道府県知事に届け出なければならない旨規定しているが、同規定により歳入歳出決算を含む総会議案が提出されたものであり、その他の請求対象文書は存在しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方について

当審査会は、本件事案について、請求の対象となる公文書の不存在を理由とした本件処分が、条例に照らし妥当であるかどうか検討する。

2 本件処分の妥当性について

- (1) 国民健康保険法施行令第26条が準用する同令第23条第2項によれば、国保連合会に対して都道府県知事への届け出義務が課されている文書は、事業報告書及び歳入歳出決算書（年度末現在において調製した財産目録を添えたもの。）である。

しかし、上記文書のいずれにも、各市町村及び保険者から支払われた負担金の内訳は記載されていない。

また、当審査会で調査を行ったが、上記文書の他に、実施機関が作成又は取得した文書の中に、各市町村及び保険者から支払われた負担金の内訳が記載されているものはない。

したがって、実施機関の決定に格別不自然・不合理な点は認められない。

- (2) なお、公文書公開制度は、公文書の公開請求がなされた時点において、実施機関において保有されている公文書をありのままに公開することを原則とするものである。

したがって、実施機関としては、公文書公開請求がなされた日時点において保有する公文書を特定すれば足りるものと解する。

この点、異議申立人は、「文書が無いのであれば、担当職員に調査をさせ、国保連合会に提出させれば良い。」等主張しているが、上記に示す理由により、かかる主張は採用できない。

- (3) 以上により、本件請求の対象となる公文書を実施機関が保有していないことを理由に本件処分を行った実施機関の判断は、妥当である。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成20年 8月15日	諮問
9月19日	実施機関からの理由説明書を受理
平成21年 4月17日	審議（第65回審査会）
5月19日	異議申立人からの口頭意見陳述、審議 （第66回審査会）
6月22日	審議（第67回審査会）
7月24日	審議（第68回審査会）